

全国大学音楽教育学会会員 各位
関西地区学会会員 各位

全国大学音楽教育学会関西地区学会
会 長 山岸 徹
事務局長 桐山 由香

全国大学音楽教育学会 関西地区学会 令和4年度 臨時總會のご報告

全国大学音楽教育学会関西地区学会令和4年度臨時總會を1月8日（日）、大阪キリスト教短期大学講堂にて開催しました。その内容につきまして、以下のとおりご報告させていただきます。

(1) 学会諸連絡

① 本日の開催にあたっての説明

→ 現在、大阪モデルの「赤信号」が出ているが、参加者が大声を出さない5,000名以下のイベントに関しては定員の100%の収容が可能である。この会場は定員500名であり、本日の参加人数は約40名であるため、収容率が8%ということになる。「感染防止策チェックリスト」を後ほどロビーに掲示するのでご確認いただきたい。

② 地区学会誌第3号について

→ 昨年の後半に原稿を募集し、4件の応募があった。2023年の5～6月を目処に発行する。

③ 関西地区学会40周年記念行事について

→ 関西地区学会40周年を記念する行事として、会員による演奏会の開催を計画している。今後、役員会において具体的に検討し、要項などが出来上がり次第、会員の皆さんにお知らせする。

なお、関西地区学会の会員数は、約10年前には80数名であったが、現在は120数名になっており、この10年間で会員数が約1.5倍となった。

以上、山岸会長より、以下の報告がなされました。

(2) 関西地区学会会則の改定について

関西地区学会会則の改定について新旧対照表（案）を提示して説明がなされ、以下の案が承認されました。

① 事務局長と書記を分け、書記を2名に変更する（第10条、及び第19条の改定）。

→ 会員数の増加により、事務局長と書記の業務を一人で兼ねることの負担が大きくなったこと。また、書記も毎回の役員会の記録などの作業が多く、複数名で交代しながら作業することを可能にするため。

② 役員の辞退についての規定を新設する（第14条第2項の新設）。

→ 現状として同じ会員が連続して役員になることが多く、辞退したくても辞退しにくい面がある。過去には辞退された例もあったが、今後のためにも辞退について会則に明記しておく。

【新設された第14条第2項】

役員選挙の行われる年度に満70歳以上である会員、またはそれまでに連続2期にわたり役員を務めた会員は、役員選挙に当たって被選挙権を辞退することができる。ただし被選挙権を辞退しようとする会員は、役員選挙のつど辞退の意向を役員選挙の1ヶ月前までに事務局宛に直接書面またはe-mailで届け出なければならない。

③ 「会計監査」という表記を「会計監査役」に変更する（第11条の改定）

→ 「会計監査」は役の名称ではなく、作業を指す語句であるため。

④ 「会計監査役」の任期を会則から削除する（第13条の改訂）。

→ 会計監査役は役員選挙で選出されたのではないため、会則に任期を明記する必要がないため。

(3) 新入会員のご紹介

→ 本日ご出席の新入会員 石田 愛子先生（芦屋大学）

以上